

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部健康安全局国保医療課（電話011-231-4111（内線25-805））

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間（経由日数）	備考
1	国民健康保険法	第17条 第1項	国民健康保険組合の設立	未設定 イ		

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。